

◆（山本由美子議員） おはようございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきました、公明党議員団の山本由美子でございます。本日お忙しい中、議場にて傍聴いただいております皆様、また、インターネット中継で御視聴いただいております皆様に、心より感謝申し上げます。

初めに、10月8日に御逝去されました小松康之議員の御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

まず初めに、デジタル化に伴うマイナンバーカードの普及・利活用の促進について、お伺いをいたします。

政府は本年9月1日のデジタル庁発足を機に、国と地方のデジタル化を進め、住民の利便性を高めたいとしています。デジタル化を進めるに当たり、柱の1つとなるのが、マイナンバーカードを活用した行政サービスの向上です。

マイナンバーカードは、本年10月から、医療機関や薬局で健康保険証として本格的に利用できるようになり、令和4年度中にはマイナポータルから口座を登録すれば、災害時などに国が指定する給付金の支給が可能になることを目指しております。さらには、令和6年度末までに、運転免許証と一体化する仕組みの導入も目指しており、マイナンバーカードの普及は政府が重視するデジタル化推進の鍵を握るとされております。

そこで、本市におけるマイナンバーカードの交付状況について、お尋ねをいたします。

◎市長（桂川孝裕） 山本議員の御質問にお答えいたします。

令和3年11月1日現在で、亀岡市におけるマイナンバーカード交付枚数は3万3,236枚で、人口比での交付率については、38.0%であります。

一方で10月から、健康保険証のひもづけ等いろいろな啓発が行われたことによって、申請いただいている枚数は3万8,814枚で、申請率は44.3%となっています。そういう面では、ここ1カ月余りで大変多くの方に申請いただくようになってきたということです。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

全国や京都府の交付状況も分かりましたら、お願いしたいと思います。

◎市長（桂川孝裕） 全国では、令和3年11月1日現在で39.1%、京都府では39.8%とお聞きしております。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

平成28年1月から、マイナンバーカードの交付が始まっておりますが、本市の交付率は11月1日時点で38%と、全国や京都府よりも低くなっているということを確認させていただきました。申請率のほうは少しずつ上がってきているということではありましたけれども、政府では、令和4年度末までに、ほぼ全ての国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目標に掲げております。

そこで、本市における、これまでのマイナンバーカード普及促進への取組及び現状の交付率が4割に満たないということですので、交付率についての課題をどのように認識されているのか、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） 本市におけるマイナンバーカードの普及促進につきましては、広報誌における定期的な情報発信、ホームページやSNS、チラシの配布など、できるだけ多くの場でのカードの普及に努めているところでございます。

また、マイナポイントの付与やカードの多目的利用に向けた市民への丁寧な説明などが、カード自体の魅力を高めるとともに、休日しか窓口に来庁できない方のために、休日窓口を開設するなど、マイナンバーカード普及促進に取り組んできているところでございます。

しかしながら、まだまだマイナンバーカード自体の周知不足、安全性や利便性の発信、取得に向けた申請手続の簡素化など、課題があると認識しているところでございます。

◆（山本由美子議員） 休日窓口も開設していただいているということで、聞かせていただきました。

様々取組を進めていただいておりますけれども、さらなるマイナンバーカード普及促進の取組として、これまでも一般質問でも提案してまいりましたが、商業施設や企業などへの出張申請や写真の無料撮影、オンライン申請補助などを実施する考えはないか、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） マイナンバーカード普及促進の新たな取組として、休日に商業施設等での特設窓口を開設することにより、市民の方に申請しやすい環境づくりを提供し、申請機会や申請場所の拡大を図ることといたしております。今回、アル・プラザ亀岡店において、今月19日、日曜日に、マイナンバーカードの出張申請を予定しております。当日は写真の無料撮影を行う予定としておりますので、利用者にも利便性を図ってきているところでございます。

今後も、オンライン申請補助のサポートができる特設窓口の開設や、出張窓口の開設に向けて、商業施設等と協議を行い、申請機会や場所の拡大を図ることにより、マイナンバーカードの普及促進に努めてまいりたいと考えております。

◆（山本由美子議員） 出張窓口をさらに広げていただけるということで、御答弁いただきました。

簡単に申請手続ができる環境を整えることで、マイナンバーカードの普及につながると考えますので、市役所の市民課の窓口においても、この写真の無料撮影を含む申請サポートを進めていただきたいと思うのですけれども、その点、いかがでしょうか。

◎市長（桂川孝裕） 状況を確認しながら、なるべく市民の皆さんに申請しやすい環境づくりに努めていきたいと考えております。

◆（山本由美子議員） よろしくお願ひいたします。

それでは次に、マイナンバーカードを活用した行政サービスの1つとして、コンビニで住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できるコンビニ交付サービスがあります。本市では、平成28年7月に導入して5年が経過しておりますが、各種証明書等コンビニ交付の利用率の推移について、お聞かせください。

◎市長（桂川孝裕） コンビニ交付の利用率は、住民票・住民票記載事項証明書・印鑑登録証明書を合わせて、平成31年度には3,285件、5.45%、令和2年度には4,875件、7.89%、令和3年度10月末現在では4,227件、13.71%と増加してきております。今後、マイナンバーカードの交付率が上がることに伴い、さらにコンビニ交付の利用率も上がると考えているところでございます。

◆（山本由美子議員） 市長のほうから答弁いただきましたように、マイナンバーカードの普及に伴って増加傾向に至るのではないかとということで、言っていただきましたけれども、このコンビニ交付につきましては、市役所の開庁時間を気にすることなく、朝6時半から夜11時まで、全国のコンビニで各種証明書が取得できることから、市民の方からも助かるというお声も伺っているところでございます。

さらに、市民の利便性向上を図るために、スマート申請を導入している自治体が増加しております。このスマート申請というのは、市役所の窓口に出向くことなく、24時間365日、いつでもどこでもマイナンバーカードによる本人確認と、クレジットカードによる手数料、郵送料の決済で、証明書の申請や転出届など、スマートフォンで完結できるというサービスです。本市においても、住民票などのスマート申請を導入する考えはないか、お尋ねいたします。

◎市長（桂川孝裕） 住民票や印鑑登録証明書等がマイナンバーカードを用いて、スマートフォン等からオンラインで交付申請できるスマート申請につきましては、昨年度末頃から京都市や宝塚市など開始されている団体が増えてきているとお聞きしております。郵送申請を補完する申請方法として、一般的なものになっていくのではないかと考えているところでございます。

本市におきましても、亀岡市デジタルファースト宣言を行いました。市民サービスのデジタルファーストとして、行政手続のデジタル化、オンライン化に取り組むこととしており、電子申請の拡充に取り組んでまいりたいと考えております。

まずは、国庫補助金の対象となるぴったりサービスの拡充や、公共施設の予約に係る電子申請などについて取組を進め、段階的にスマート申請についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

◆（山本由美子議員） ぴったりサービスにつきましては、このぴったりサービスに入りますと、京都府の市町村共同電子申請システムというところにつながります。このシステムが古くなっていますので、現在、スマホで対応ができないという状態です。京都府にもしっかりと要望していただきまして、できるだけ新しい、今の時代に沿ったシステムの導入をよろしく願います。

それでは次に、マイナンバーカードをめぐっては、健康保険証としての利用登録も可能になったほか、マイナンバーカードの普及と消費喚起を促す、国の新たなマイナポイント事業が注目されております。マイナポイントの申込み等に係る支援体制として、マイナポイント専用手続専用窓口の設置や健康保険証として利用するための初期設定などを支援する考えはないか、お伺いいたします。

◎市長（桂川孝裕） マイナポイント予約申込みを支援する窓口につきましては、現在も商工観光課において実施しているところでございます。また、健康保険証としての利用登録支援については、保険医療課においても対応できるようにしているところでございます。

11月19日に閣議決定された経済対策の1つである新たなマイナポイント事業については、開始時期も含めて詳細が未定となっておりますので、事業が開始される際には、庁内関係課で連携し、支援窓口や市民周知などを実施してまいりたいと考えているところでございます。

◆（山本由美子議員） 詳細な情報がまだ入っていないということですがけれども、昨年からのマイナポイント事業については、専用の窓口を設置していただいておりますので、新たなマイナポイント事業についても決まりましたら、専用窓口の設置のほうを要望したいと思います。

そして、健康保険証の登録ですけれども、今、保険医療課でも受け付けていると紹介していただきました。ほかにもパソコン、スマホを使える方はマイナポイントから入れますし、また、セブンATMからも登録ができるということですので、市民の方にいろいろな選択をさせていただける、負担がかからないものを選んでいただけるように、こういうところで申請ができますよということも、しっかりと広報していただきたいと思います。そして健康保険証として登録するとこういうメリットがありますということも併せて、しっかりと市民の方に広報をお願いしたいと思います。

そして、新たにマイナポイント専用手続専用窓口ができましたら、その同じスペースに、健康保険証として登録できるような機器を設置することも含め、マイナンバーカードを健康保険証として登録するための支援もお願いしたいと思うのですが、その点はいかがでしょう。

◎市長（桂川孝裕） マイナンバーカードの保険証利用が可能な医療機関がありまして、マイナンバーカードを読み取る専用のカードリーダーが設置されているところであれば、基本的には利用登録ができるということになっております。11月28日時点においてであります。亀岡市内では、亀岡市立病院のほか、7つの医療機関と2つの薬局で御利用いただけるようになっているところでございます。これからも、もっともっとこれをやはり進めていながら、健康保険証利用の利便性が高まっていくことが必要です。それによって、市民の皆さんにとって、いろいろな利用をしやすい環境づくりを、亀岡市としてもつくっていききたいと思います。そういうこと自体をしっかりと啓発して、市民の皆さんに見える化をしていく必要があると思っております。

以上です。

◆（山本由美子議員） ぜひよろしくお伺いいたします。

それでは次に、マイナンバーカードの交付率上位の自治体は、いずれもカード取得に対して何かしらの特典を独自で付与して、カードの普及を後押ししております。新たなマイナポイント事業に市独自の上乗せなどは考えておられないのか、お伺いいたします。

◎市長（桂川孝裕） 新たなマイナポイント事業については、国が設定する2万ポイント以外に、地方公共団体が独自にポイントを上乗せする場合には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用することも可能であるとお聞きしております。臨時交付金の使用用途の1つとして、提示されているところであります。市独自のポイント上乗せ事業の実施方法については、令和3年度に自治体ポイント実施事業として、宇都宮市が実施されている内容が近いのではと拝察しております。

令和4年度以降に、現在実証で行われている次期自治体ポイント事業が全国展開される見込みであるとのことですので、先行事例の効果や課題を見極めながら、本市でのマイナンバー利活用の取組を検討してまいりたいと考えているところでございます。

◆（山本由美子議員） 本市においても、市独自で特典を付与するような形を考えていただきまして、カードの普及と消費喚起につなげていただきたいと思います。

それでは、次に8点目です。

日本の行政サービスは住民が自ら申請することを利用の前提とした申請主義に基づいております。制度の対象者であっても、情報を知らなかったことで申請に至らなかったケースも少なくありません。

このため、申請主義の弊害解消を目指して、個々の住民データを活用して、その人が利用できる行政サービスにつなげていくプッシュ型の仕組みが、各地で進められております。プッシュ型行政サービスについて、本市の現状と今後の取組について、お伺いいたします。

◎市長（桂川孝裕） 個々の市民からの同意を前提として、各種手当や健康診査等の受給タイミングを、市が保有する住民情報を活用して抽出し、アプリ等のデジタルツールを利用して本人にお知らせするプッシュ型行政サービスについては、現在本市は行っていないところであります。

全国的にも先進的な取組として、千葉市で取り組まれていることは認識しているところでありますけれども、本市においてはまず、電子申請の拡充に取り組んでいく中で、先進的なサービスの1つとして、今後事例を研究し、実績や効果を注視してまいりたいと考えております。

◆（山本由美子議員） それでは次に、最後、9点目です。

誰もがデジタル化の恩恵を受けることを目指し、本市ではデジタル格差解消の取組として、高齢者の方をはじめ、デジタル活用に不安のある方を対象に、基本的な操作が体験できるスマホ体験教室を開催されております。スマホ体験教室の実施状況と今後の展開について、どのように考えておられるのか、お伺いいたします。

◎市長（桂川孝裕） 亀岡市主催で開催しているスマホ体験教室については、主にこれまで、スマートフォンを触られたことのない方を対象として、携帯電話事業者の協力を得ながら、市役所及び交流会館、東部文化センターの3会場で、10月から12月にかけて、計7回開催し、延べ42名の方に御参加いただいたところでございます。参加者の内訳としては、お住まいの地区は亀岡地区、大井町、千代川町、篠町の方が約7割で、年代については50代の方が4%、60代の方が15%、70代の方が63%、80歳以上が18%となっております。

今後の展開といたしましては、令和4年3月までの間は、引き続いて同じ内容の体験講座を開催する予定といたしております。令和4年度以降につきましては、これまでの実施結果やニーズを踏まえつつ、講座の内容や対象者、会場なども改善を含めて検討してまいりたいと考えております。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

70代の方が大変多かったということで、聞かせていただきました。これまで、受講していただいた方の感想も聞いていただきながら、ニーズをしっかりと調査していただきたいと思いません。

これから、マイナンバーカードの申請ですとか、マイナポイントの申込み、また健康保険証の登録などで、手続もスマホを使ってやっていくということも必要になっているかと思しますので、今後そういう講座内容も考えていただければと思います。

そして、一番初めにマイナンバーカードの普及率の課題として、セキュリティの問題で、カードを作ろうかな、どうしようかなと迷っておられる方がいらっしゃるということをおられましたので、このスマホ体験教室において、マイナンバーカードの利便性や安全性についても、参加された方にしっかりとお知らせしていただく機会にさせていただきたいと思えます。今後とも、多くの方に御利用いただけるように、広報をよろしく願いいたします。

それでは次に、介護支援ボランティアポイント制度について、お伺いいたします。

全国的に少子高齢化が進む中、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年や、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、総人口、現役世代人口が減少する中で、高齢者人口がピークを迎える2040年などを見据え、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で生きがいや役割を持ち、自分らしく暮らすことができる社会をつくり上げていくことが、極めて重要な課題となっております。高齢者の介護予防の取組はますます重要であり、介護支援ボランティア活動などを通じて、社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進も図っていくことを積極的に支援する施策が求められているところです。

介護予防に資する取組への参加やボランティアなどへのポイント付与を実施している市町村は、令和元年度で全市町村の34.1%に当たる593市町村となっております。

本市では、亀岡市いきいき長寿プラン（亀岡市高齢者福祉計画・第8期亀岡市介護保険事業計画）において、「ボランティアポイント制度の新設」を掲げておられますけれども、本市が導入を目指す介護支援ボランティアポイント制度とはどのようなものなのか、お示してください。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 健康福祉部長、お答え申し上げます。

ボランティアポイント制度につきましては、平成19年度から介護保険制度を活用しまして、市町村の裁量によって、介護支援ボランティア活動の実績に応じて、被保険者に換金可能なポイントを付与することが可能となったものでございます。本市が導入を目指します制度は、65歳以上の高齢者の方が、地域におきまして、通いの場の運営補助などのボランティアを行われました場合、あるいは、介護予防に関する活動に参加された場合のポイント付与を想定しております。高齢者の社会参加を促進することによりまして、住み慣れた地域で、健康で自立した日常生活が継続して営めるように支援することを目的としております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

高齢者の方に社会参加を促して、住み慣れた地域で自立した生活を送れるようにということが目的だということで、御答弁いただきました。

本年3月には、厚生労働省より、ボランティアポイント制度を導入及び運用するための手引書が作成されております。そこには、制度を効果的に構築するための留意点として、事業目的の明確化や、事業の必要性の検討などが記されておりましたので、本市としてどのような事業目的を持って、制度創設を進めていかれるのかということで、改めて確認させていただきました。

それでは次に、介護支援ボランティアポイント制度につきましては、平成23年9月定例会をはじめ、何度か一般質問で取り上げてまいりました。ボランティアポイント制度の導入については、これまでボランティア活動の受入拠点や、ボランティア手帳の交付やポイント付与などの管理方法なども含め、様々な課題があるとされていましたが、今回の第8期亀岡市介護保険事業計画において、「ボランティアポイント制度を新設します」と明記されております。そこで、一般介護予防事業の本市の現状及びボランティアポイント制度の必要性について、御見解をお伺いしたいと思います。

◎健康福祉部長（佐々木京子） ボランティアポイント制度につきましては、これまでの課題としましては、ボランティアの受入先が従来は介護保険事業所等に限定されておりましたことから、亀岡市の地理的条件から、市民の皆様が均等に制度の恩恵を受けられないということに課題があるとしまして、導入を見送ってきた経過がございます。

こうした中、平成27年度に介護保険制度が改正されまして、自らの介護予防となる取組や地域のサロンでのボランティア活動なども対象となるよう制度範囲が拡大したものでございます。

また、亀岡市の令和元年度の調査におきましても、6割を超える高齢者の方が、ボランティアあるいは社会活動に高い参加意欲を持っておられるということが示されておりますので、今回、導入の検討に至ったものでございます。

現在、本市の主な一般介護予防事業といたしましては、元気アップ講座などの身体活動に対するものと、サロンなどの地域活動に対する補助といったものでございますけれども、今後導入を目指しておりますボランティアポイント制度は、こうした一般介護予防事業への参加をはじめ、参加意欲のある高齢者の方々が、地域でサロン補助ですとか、社会参加活動につながる

ことによりまして、健康寿命の延伸など、介護予防の促進に有効に機能するのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

介護保険制度の改正で、いろいろとポイントをつけられる幅が増えてきたことから、今回導入に向けて動いているということで、理解させていただきました。何らかの活動を通して、やりがいや生きがいを感じるということは、心身の健康維持にもつながっているという調査結果も出ておりますので、ボランティアポイント制度を実施することで、活動されていない方に対する働きかけ、また社会参加のきっかけの1つとしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは3点目です。

ボランティアポイント制度の制度設計について、どのようなものを想定されているのか、お伺いいたします。

◎健康福祉部長（佐々木京子） 今回、導入を目指しておりますボランティアポイント制度は、参加対象者といたしまして、本市の介護保険に加入する65歳以上の市民の方を想定しております。対象となる活動内容といたしましては、老人福祉施設等での運営補助のほか、サロン等での運営補助といった社会参加を伴うボランティア活動や自らの介護予防のための活動といったものを検討しております。

また、ポイント交換につきましても、先行研究の中で、現金やまたはそれに近いものが活動継続に有効性が高いという結果が出ておりますことから、現金等への交換についても検討しているところでございます。

ボランティアポイント制度を先行して取り組んでおられる市におきましては、紙によりますボランティアポイント手帳で管理されているところがございます。ここの事務負担が大変多くなっているという現状があると聞いておまして、亀岡市では、このボランティア活動のマッチングからポイント付与、あるいはポイント交換申請までを、ICTを活用して実施したいと考えているところでございます。これらにつきましては、今後、詳細な制度設計をしていきます中で、どのような手法が最も効果的か、検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） これから、制度内容については御検討いただくということですので、利用される方、また受け入れられる側の方が負担にならないように、そして、意欲を持って進められるような取組にしていきたいと思っておりますので、内容についてもじっくりと考えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは最後、4点目です。

第8期亀岡市介護保険事業計画は、令和3年度から令和5年度までの3か年の計画となっておりますが、ボランティアポイント制度導入に向けて、今後どのような計画で進めていかれるのか、お聞かせください。

◎健康福祉部長（佐々木京子） ボランティアポイント制度導入に向けまして、第8期計画の初年度でございます本年度につきましては、先行取組市の研究ですとか、アンケート調査などから、制度導入について検討いたしまして、令和4年度からは、制度導入に向けまして、より効果的な制度設計の検討やボランティア受入団体との調整、ボランティアポイント付与システムの構築などの準備を行っていきたいと思っております。そして、令和5年度にはモデル事業を実施いたしまして、第9期計画から本格導入を目指したいという考えでおります。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

ボランティアポイント制度導入自治体による効果、成果といたしましては、「日々の生活に張りが出た」、「役に立った実感を得た」、「ボランティア仲間ができた」などの意見を頂いているということで、この事業が目的としている健康増進や介護予防、生きがいづくり、地域住民の相互の交流などに対しても効果が得られていると評価されておりました。

本市においても、この第8期亀岡市介護保険事業計画の中で、まずは令和5年度にモデル事業をしていきたいと前向きに言っていただきましたので、高齢者の方が意欲を持って活動に参加できるようなボランティアポイント制度を目指していただきますことを期待いたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは最後に、困難や不安を抱える女性への支援の取組について、お伺いいたします。

コロナ禍の影響が長引く中で、就業や生活面において、特に女性に様々な形で深刻な影響が現れている状況があります。

本年6月、国において策定された「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」には、重点的に取り組むべき事項の1つとして、「コロナ対策の中心に女性を」と掲げられ、ひとり親の職業支援や「生理の貧困」への支援などが示されており、速やかに具体的な取組を進めることが求められております。

コロナ禍において、経済的な理由で生理用品を購入できない女性や、家庭環境により入手できない女兒がいるという生理の貧困が社会問題として顕在化し、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題となっています。この生理の貧困については、令和3年6月議会において取り上げさせていただきましたが、本市においては、女性職員を中心としたワーキングチームを立ち上げ、必要な方に必要な支援が行き届くように検討を重ねていただき、令和3年9月議会では、生理用品を無償提供するための補正予算が可決いたしました。

現在、「生理の貧困」に対する支援として、配布窓口での生理用品の無償提供や小・中・義務教育学校において女子トイレへ生理用品が配置されているところですが、実施状況についてお伺いいたします。

◎生涯学習部長（田中博樹） 生涯学習部長、お答え申し上げます。

生理用品の無償配布につきましては、10月25日から市役所1階地域福祉課、市役所5階人権啓発課、B Come +、亀岡市社会福祉協議会、かめまるランドの5つの窓口で配布を開始しております。

配布状況につきましては、昼用22枚、夜用9枚をワンセットにいたしまして、10月25日から10月31日の1週間で99セットを配布しております。さらに、11月1日から12月5日まで

の期間に175セットを配布しており、12月5日現在で、合計274セットを配布したところでございます。

以上でございます。

◎教育部長（片山久仁彦） 教育部長、お答え申し上げます。

小・中・義務教育学校におきましては、11月上旬から順次、女子トイレへの生理用ナプキンの設置を行ったところでございます。

設置場所につきましては、小学校4年生から6年生、中学校1年生から3年生がふだん使用する女子トイレ、特別支援学級の最寄りの女子トイレとしているところでございます。

学校では、生理用ナプキンが必要になった際に、児童生徒が気兼ねなく使用できるよう、設置に当たっては、保護者や児童生徒に設置趣旨の周知を図り、使用に当たっての指導・啓発を行っているところでございます。

各学校の児童生徒数の状況や設置時期が異なることから、現時点で使用状況は一律ではございませんが、多い学校では2週間で80個程度の使用があったという報告を受けております。今後も使用状況を把握の上、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校との連携を図り、環境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） はい、ありがとうございます。

どちらも10月後半から、また11月初めからということですので、「課題は」と聞いても、「まだこれからです」ということになるかと思っておりますので、特に学校のほうは、養護教諭の先生のお声を聞いていただいて、児童生徒の様子なども見ていただきながら、今後課題があれば、改善のほうに進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

使用枚数を聞いていますと、短期間で結構使っていただいているということですので、生理に対する負担を1つでも取り去ることで、子どもたちの学びの環境整備につながるのではと感じているところです。

これは令和3年度の事業ですけれども、来年度もこの事業を継続していただけるのかどうかを確認させていただきたいと思っております。

◎生涯学習部長（田中博樹） 生理用品の配布につきましては、来年度予算にも協議させていただいて、継続していけるように考えているところでございます。

以上でございます。

◎教育部長（片山久仁彦） 教育委員会といたしましても、先ほども御答弁申し上げましたように、児童生徒が安心して学校生活を送れるように、来年度につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、2点目です。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、非正規労働者などに大きな影響が及ぶとともに、非正規雇用の割合が多く、経済的基盤が弱いひとり親世帯の方々は、特に厳しい状況にあります。

こうした中、本年3月16日に、政府の関係閣僚会議において、「非正規雇用労働者等に対する緊急支援策について」が決定され、その中に、「ひとり親自立促進パッケージ」が盛り込まれました。この「ひとり親自立促進パッケージ」は、2つの施策から構成されております。

1つ目は、国家資格取得のために職業訓練を受講している間の生活費を支給する高等職業訓練促進給付金の対象拡充です。これまでは、修業期間1年以上の訓練を対象としていたところ、6カ月以上に緩和され、加えてデジタル分野の資格や講座を含めた民間資格等も給付対象とされました。

そして2つ目は、新規事業で自立に向けて意欲的に取り組むひとり親世帯などに、住居の借上げに必要となる資金を無利子で貸し付け、1年間継続して就労した場合は、貸付金の返済が免除される、償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付制度の創設です。このパッケージによって、ひとり親世帯への支援強化が図られたところです。

本市における「ひとり親自立促進パッケージ」の利用状況及び周知方法について、お尋ねいたします。

◎こども未来部長（阿久根由美子） こども未来部長、お答え申し上げます。

ひとり親自立促進パッケージにつきましては、今、議員のほうから御紹介いただいたとおりでございます。本年4月から、高等職業訓練促進給付金の拡充、そして償還免除付の住宅支援資金貸付の創設が行われたところでございます。

高等職業訓練促進給付金につきましては、児童扶養手当の受給者であることなどの資格が必要で、本年11月末現在の利用者は12人、うち、今年度の新規利用者は4人で、給付対象の拡大による利用者は1人となっております。

返還免除付の住宅支援資金貸付につきましては、社会福祉法人京都府社会福祉協議会が事業実施主体で、本市は申請の窓口となっております。7月30日に要綱が施行され、貸付対象者は原則として、児童扶養手当の支給を受けている方で、令和3年4月1日以降に、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている人などの要件があり、現在までに本市での利用はございません。なお、京都府内での利用者につきましては、11月末現在で1人が申請中であると聞いています。

ひとり親家庭向けの制度の周知につきましては、市のホームページに掲載するほか、児童扶養手当現況届の審査結果通知書発送時に制度の案内を同封するなどにより、周知に努めております。対象者から、制度利用に係る相談があった際には、丁寧に説明をするとともに、今後さらなる周知を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） この2つのうち、特に資金貸付につきましては、月上限4万円という住宅補助が出るのですが、7月30日に要綱が実施されたところということで、本市でもゼロですし、京都府内でも1ということで、今、聞かせていただきましたので、まだ周知できていな

いのかなと感じているところです。ひとり親世帯の方は、生活実態が依然として厳しい状況と
いうことを聞いておりますので、ここはしっかりと、ハローワークやNPO法人、支援団体と
も連携を図っていただいて、周知、広報に努めていただいて、必要な方に行き届くようお願い
したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後、3点目です。

コロナ禍において、DVも含め女性の相談件数が全国で増加していますが、本市の現状をお
聞かせください。また、相談体制を充実する考えはないか、お伺いいたします。

◎生涯学習部長（田中博樹） 生涯学習部長、お答え申し上げます。

本市では、女性が抱える様々な悩みをお聞きし、一緒に考える、女性の相談室を開設してお
ります。その相談件数は、コロナ禍以前の令和元年度は603件でありましたが、コロナ禍とな
りました令和2年度には845件と、前年比で約1.4倍に増加しております。また、今年度にお
きましては、上半期で既に504件の相談があるところでございます。今年度末には相談件数が
1,000件を超えるのではないかと想定しているところでございます。

コロナ禍において、これだけDVを含む女性相談が増加した背景には、多くの家庭で女性が
抱える悩みが潜在的にあり、その存在が浮き彫りになったということでもあると考えておりま
す。たとえコロナ禍が収まりましても、すぐに相談件数が減少に向かうということはないのか
なとは思っているところでございます。

そのような状況の中で、現行の相談体制では、1人1人に寄り添った相談時間を確保するこ
とが難しくなってきております。次年度に向けまして、相談員の勤務日数や勤務時間を見直し
まして、相談体制の充実を図っていきたいと考えているところでございます。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。

本市においてもコロナの影響によって、DVなどの相談件数が増加しているという現状をお
聞かせいただきました。

現在、女性の相談室の一般相談ということで、市役所5階人権啓発課で2人の相談員の方が
いてくださって、相談受付時間が午前10時から午後4時ということになっているのですけれ
ども、次年度にはしっかりと拡充していただけるということで、答弁いただきましたのでよろ
しくお願いしたいと思います。

そして、市役所の開いているうちはよいのですけれども、閉まってしまうと、やっぱり相談
できないですので、24時間対応できる内閣府のDV相談プラスが、電話やメールで24時間対
応しておりますので、そういうところもしっかりと周知していただけるように、電話での自動
音声案内などで、もし紹介できるならば、そういうところも使っていただきたいですし、そし
て生理の貧困対策として、無償提供しているナプキンが入った紙袋に相談窓口について紹介し
ているチラシを入れていただいておりますので、そこにも24時間対応できる相談窓口をお示し
いただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。